



# 公会計改革と地方財政健全化の指標

---

関西学院大学 小西砂千夫

[skonishi@tcp-ip.or.jp](mailto:skonishi@tcp-ip.or.jp)

# 1. 建設公債主義における財政収支:いわゆる「負担の先送り」が意味すること

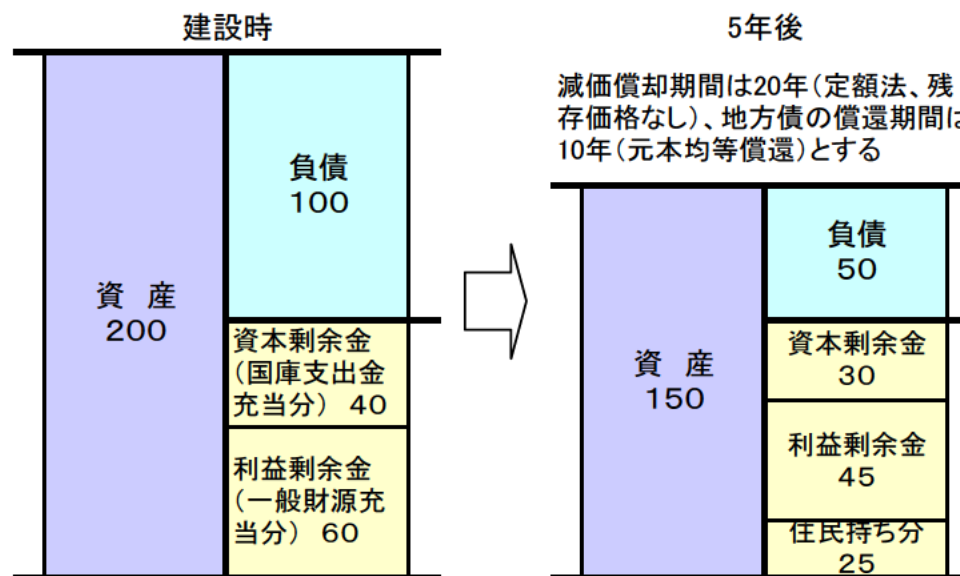
「負担の先送りをしていない」ことの意味を、「当期で発生している費用を当期で発生している負担で賄う」  
 =世代間の負担の公平、と定義するならば、自治体の通常の財政運営(資金ショートが起きていない状態)では自動的にクリアできる

右の図のように、  
 ①～③の地方債の発行と償還のルールを勘案すれば、自治体のバランスシートは、資金ショートが起きていない限り(正確には十分条件)、債務超過にはならない

- ①赤字債は原則発行せず、建設公債主義である
- ②充当率は100%ではない
- ③償還期間は耐用年数を下回るように設定される

債務超過にならない  
 =当期利益にあたるものが基本的に黒字  
 =当期の負担が当期に発生するコストを上回る  
 =世代間の公平では前倒しの負担であり先送りしない  
 =その限りにおいて、持続可能性は担保されている

図2 資産形成と自治体のバランスシート



# 同じことを損益計算書(にあたるもの)で見ると

表a現金主義会計である普通会計を  
 経常会計:ストックの増減をとまなわない  
 建設会計:ストックの増減に関わる  
 に分け、二重予算(ダブルバジェット)の形  
 をとる

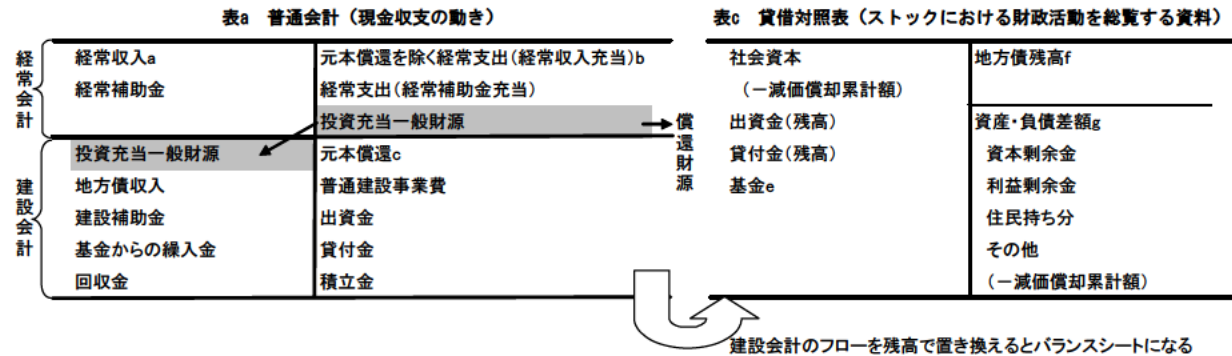
普通会計の収支が仮に均衡していると  
 すると、経常会計の収支差額は投資充当  
 一般財源となる。と同時に、まったく普通  
 建設事業を行わず、出資も貸付も新たに  
 しなければその全額を償還に回ることが  
 できるので、償還(充当可能)財源である

表aの経常会計と損益計算書に当たる表b  
 を比較すると

償還財源(償却前利益)  
 =減価償却+当期利益  
 となる。したがって、現金主義会計であっ  
 ても、償還財源は把握できる。当期利益  
 にあたるものは、減価償却を認識する  
 発生主義会計でしかわからない。

なお、バランスシートは表aの下部の建設  
 会計を残高に置き換え、減価償却の累計  
 額を控除したものとなる

表1 普通会計とバランスシート等との関係



表b 行政コスト計算書または損益計算書(フローにおける財政活動を総覧する資料)

元本償還を除く経常支出(経常収入充当)	経常収入 経常補助金
経常支出(経常補助金充当)	
償還財源	減価償却d 当期利益

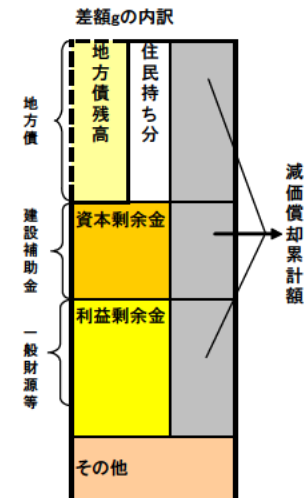
経常収支比率 = (b+c) / a

元本償還を除く経常収支比率 = b / a

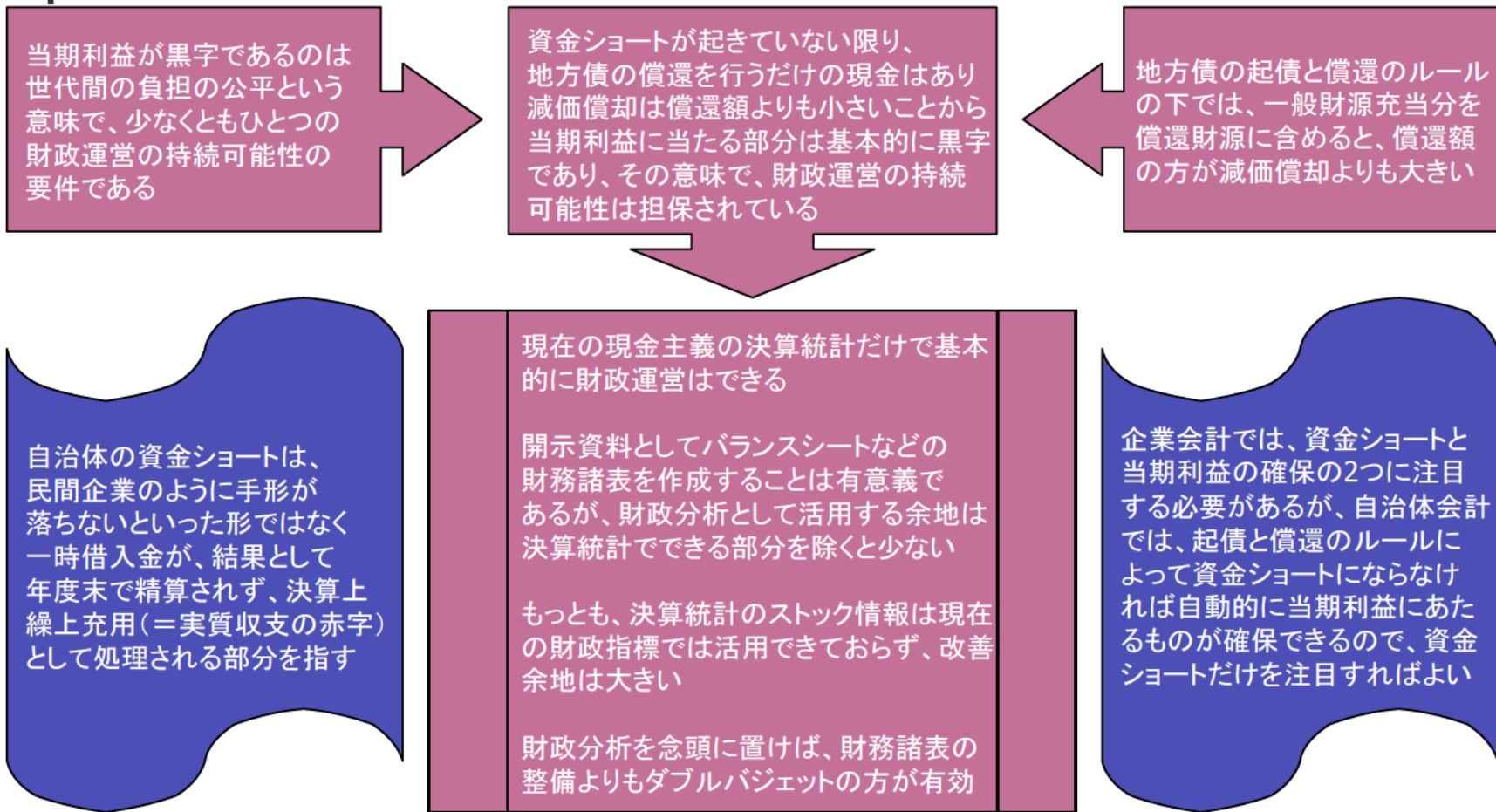
元本償還 = 減価償却ならば当期利益率と経常収支比率は同じ概念(経常補助金がなければ)

負債の償還財源は投資充当一般財源+元本償還であり、当期利益+減価償却

償還能力は純負債(地方債残高-基金)と償還財源の割合

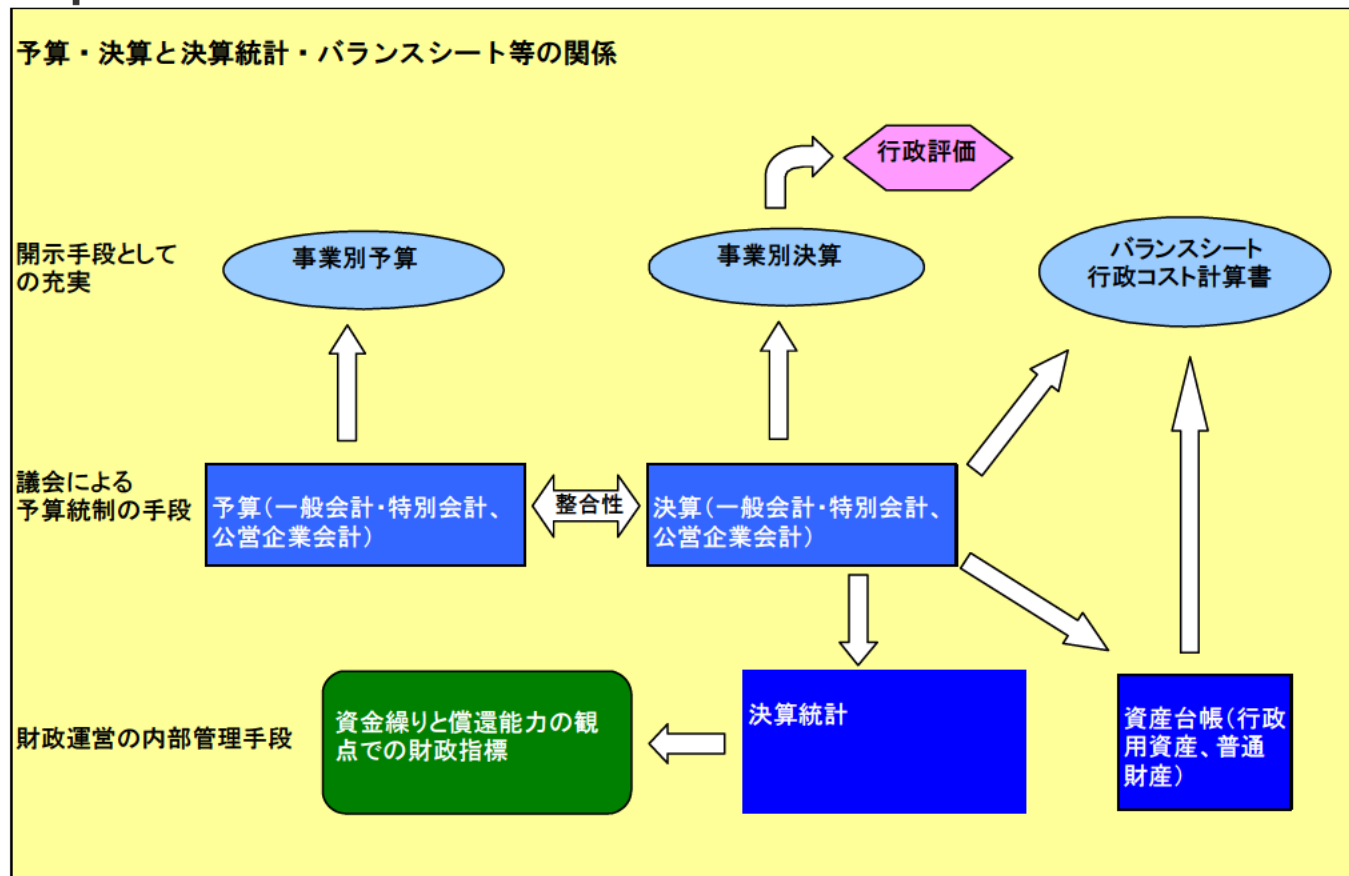


# 起債と償還のルールから自治体の財政問題はもっぱら資金ショートとなる



## 2. バランスシート(財務諸表)が持つ意味

- 公会計を体系として考えれば、議会による統制手段としての予算書・決算書は現金主義が基本であり、そこでは「誰が何にいくらまで使えるか、使ったか」を表し、どこまでが議定科目であるかが重要
- 開示資料としては、どのようなサービスが提供されるかを示す事業別の予算や決算書の説明書が重要であり、その延長線に行政評価がある
- バランスシートなどの財務諸表は、それらと同列の開示資料であり、財政活動全体をコンパクトに表現するものとして必要な情報と整理される
- 財政運営の内部管理情報は基本的に決算統計で行い、財政指標も決算統計に基づくべき



バランスシートを使った分析はたとえば次の通り

資産評価に関わるものたとえば、分野別のインフラ資産を標準財政規模または人口で割るとどのような種類の資産形成をしてきたかがわかる

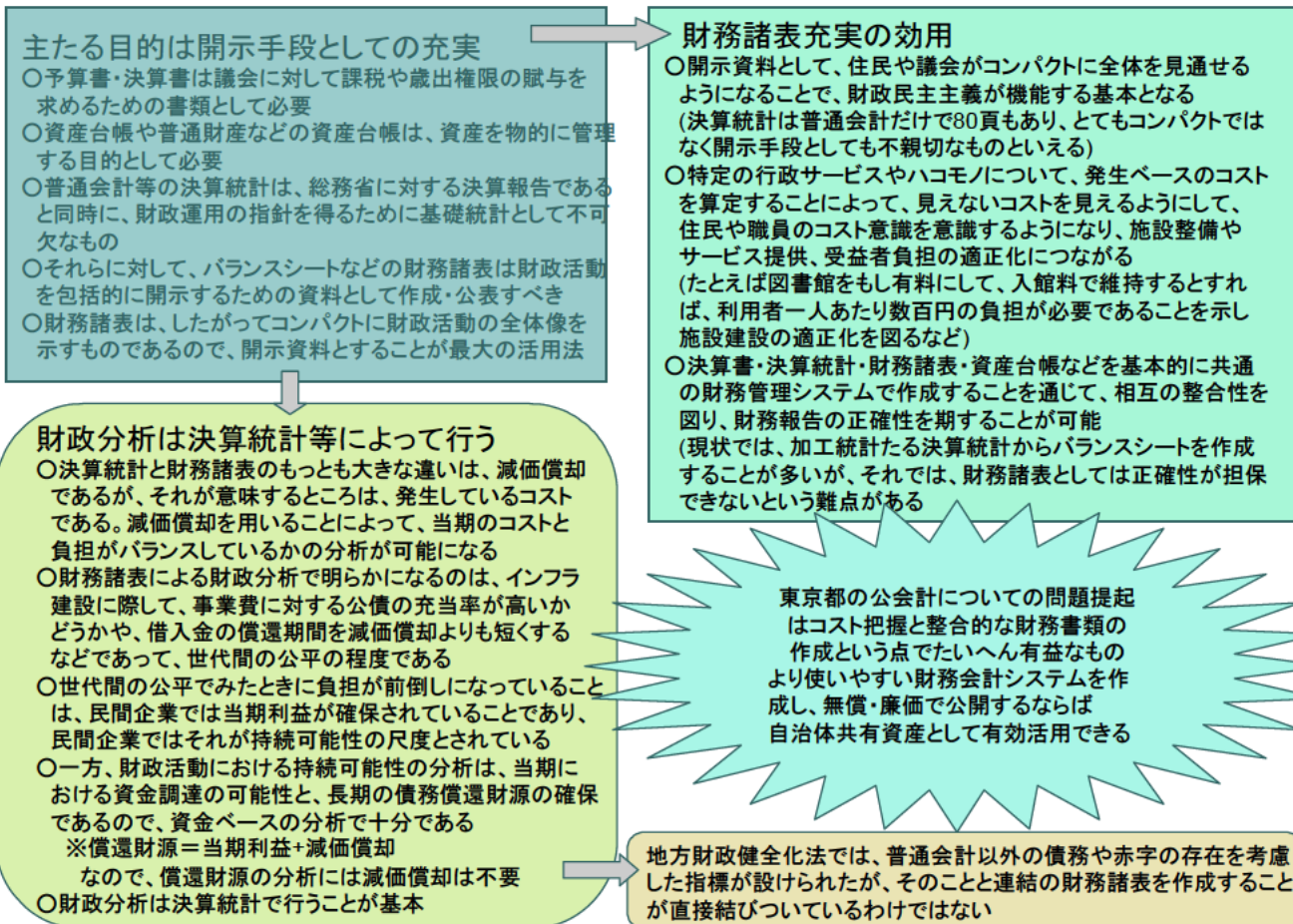
また財源に対して資産形成額が小さい場合には、資産形成につながらない経常サービス(たとえば社会福祉)に財源を投入してきたことの表れ(インフラか福祉かの政治姿勢が表れる)

資産形成額を負債残高で割ってみると、「インフラ整備に際して公債の充当率をどのようにしてきたか」あるいは「資産の減価償却に対して、どれくらい償還年限を短く前倒して返済してきたか」などの財政運営のスタンスが表れる

減価償却よりも早く償還し、充当率をできるだけ押さえている団体ほど、資産/負債比率は大きくなるが、それが必ずしも財政運営の健全性を直接表すものではない

- 事業別のコストを特に厳密に算定し、コスト意識を喚起したいような場合や、下水道料金の決定などで当期に発生したコストに見合う負担を求めたいときには、損益計算書や行政コスト計算書、バランスシートを作成するのは有効
- たとえば、図書館建設の妥当性を市民に投げかけるときに、その建設・運営のコストを入館者や貸出冊数にもとづいて按分すると、1人数百円の入館料、1冊数百円の貸出手数料が必要になるという計算になり、そうしたコストを認識することで、行政サービスに対するニーズの適正化を図ることは重要(現実的にはそれに基づいて課金するわけではなく、あくまで注意喚起にとどまる)
- 東京都の試みは、日々の会計処理のなかで財務諸表を並行して作成する財務会計システムを開発したことに意義があり、財務諸表に求められる厳密性の観点から評価できるが、それ以上に財務分析として新しい観点をもち込んだとはいえない

## 図4 公会計充実の目的とその効用



団体コード 012092  
表番号 14

### 性質別経費の状況

都道府県名

団体名

区 分	行	平成16年度										
		決算額 (A)	左のうち臨時的なもの (B)		差引経常的 なもの (A) - (B)	左 の 内 訳		決算額 構成 (%)	決算額 増減 率 (%)	経常収支 率 (%)	減税補てん 債及び臨 財を経常一 財を経常一 除いた経常 支比率 (%)	
			特定財源	一般財源等		特定財源	一般財源等					
1 人 件 費 (a)	01	2,745,272	3,996	82,103	2,659,173	155,975	2,503,198	14.2	△7.8	50.9	55.1	
2 物 件 費	02	1,079,141	38,225	186,612	854,304	125,049	729,255	5.6	△6.1	14.8	16.1	
3 維 持 補 修 費	03	540,812			540,812	239,651	301,161	2.8	2.3	6.1	6.6	
4 扶 助 費	04	1,517,337	6,757	99,071	1,411,509	1,065,357	346,152	7.8	△2.5	7.0	7.6	
5 補 助 費 等	05	710,434	3,589	599,277	107,568	15,726	91,842	3.7	△12.7	1.9	2.0	
内 訳	(1) 一部事務組合に対するもの	06	1,279		1,279		1,279	0.0	△24.3	0.0	0.0	
	(2) (1) 以外 の も の	07	709,155	3,589	599,277	106,289	15,726	90,563	3.7	△12.7	1.8	2.0
6 公 債 費	08	1,976,440			1,976,440	521,858	1,454,582	10.2	0.4	29.6	32.0	
内 訳	(1) 元 利 償 還 金	09	1,921,223			1,921,223	521,858	1,399,365	9.9	0.0	28.4	30.8
	(2) 一 時 借 入 金 利 子	10	55,217			55,217		55,217	0.3	17.4	1.1	1.2
うち特定資金公共投資事業債に係るもの		11										
7 積 立 金	12	11,441	11,400	41				0.0	△94.7			
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	13	9,265,775	9,264,485	1,290				47.9	44.0			
9 繰 出 金	14	366,275	1,568	12	364,695	69,675	295,020	1.9	8.3	6.0	6.5	
10 前 年 度 繰 上 充 用 金	15											
計 (1~10)			18,212,927	9,330,020	968,406	7,914,501	2,193,291	5,721,210	94.1	14.0	116.3	126.0
11 投 資 的 経 費	16	1,135,861	971,543	164,318				5.9	11.8	( 3.3)	( 3.6)	
うち人件費 (b)		17	29,955	14,216	15,739			0.2	11.9	( 0.3)	( 0.3)	
(1) 普通建設事業費		18	1,121,937	960,562	161,375			5.8	10.5	( 3.2)	( 3.5)	
うち単独事業費		19	804,587	648,529	156,058			4.2	35.2	( 3.1)	( 3.4)	
(2) 災害復旧事業費		20	13,924	10,981	2,943			0.1		( 0.1)	( 0.1)	
(3) 失業対策事業費		21								( )	( )	
歳 出 合 計		22	19,348,788	10,301,563	1,132,724	7,914,501	2,193,291	5,721,210	100.0	13.8		
うち人件費 (a) + (b)		23	2,775,227	18,212	97,842	2,659,173	155,975	2,503,198	14.4	△7.6		
歳 出 構 成 ( % ) 比			100.0	53.2	5.9	40.9	11.3	29.6				

### 3. 償還能力が担保されているとはどのような状態か

現金主義的な財政指標で十分であるが、フローだけでなくストック分析が重要

フローの分析は1年間の資金収支であり、その意味は「資金繰り指標」  
ストック指標は長期の償還財源が確保できているかの「償還能力指標」

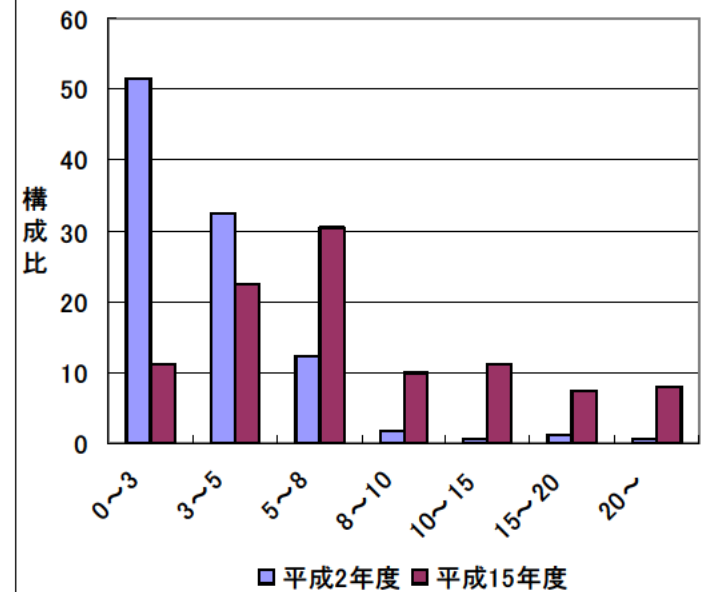
財政の持続可能性は、1年間の「資金繰り」と長期の「償還能力」の  
双方の観点から分析されるべき

償還能力が担保されている条件

- ①償還財源が正であれば、当期利益に当たる部分が赤字になって世代間の公平が達成されていなくても、最低限の償還能力は担保される
  - ②債務償還可能年限が保有している資産の残存部分の減価償却期間の加重平均を下回ることが、負担を先送りしないこと（資金ショートを起こしていない限り、この条件は起債と償還のルールによってクリア）
  - ③地方債の償還の平均期間の範囲内に債務償還可能年限があることが資金ショートを招かないうえで重要
- 地方債の現実の発行期間を考えると現実的には債務償還可能年限は5～7年程度、最大でも10年以内が望ましい

債務償還可能年限（純負債の償還財源に対する割合）はどのように分布しているか（関西社会経済研究所『都市の財政力2005』より）

図5 債務償還可能年限の分布





# 民間企業と政府の持続可能性の違い、債務償還可能年限に大きな団体差

当期利益が赤字である状態が長期間続けば、民間企業では償却期間が過ぎた機械設備しか残っていないので負債が返済する手段がなく、出資金を食いつぶし、生産手段がないので持続可能性がなくなる

政府の場合には、インフラ資産の減価償却期間が過ぎて使えなくなって、負債が残っていたとしても、課税権は残っているので償還確実性がないとはいえない。もっともインフラの提供もできないで借金の返済財源だけを求める政府への信任が厚いことはまず考えられないが、課税権があることによって、負担を先送りしても持続可能性がないとはいえない。

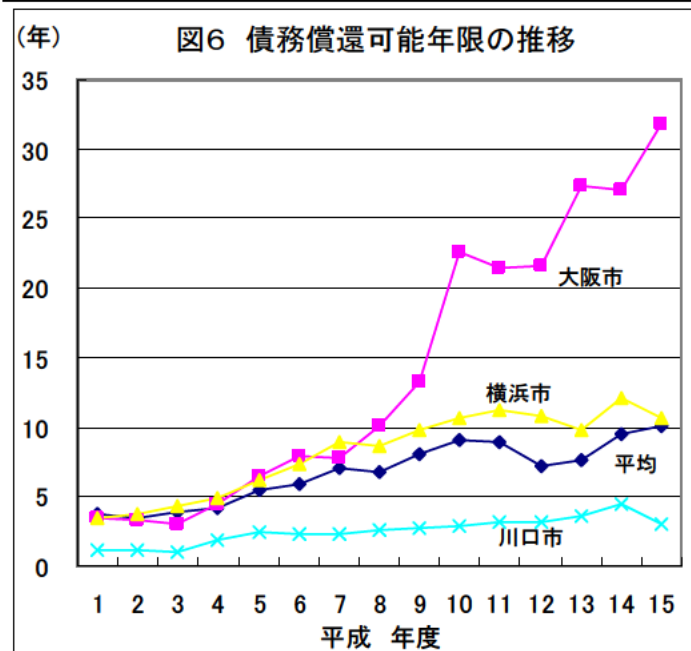
そこが政府と企業のもっとも大きな違い

民間企業では当期利益が黒字であれば資本が増強される赤字が続けば資本金が棄損され持続可能性がなくなる

その一方で、国の特殊法人や地方の第三セクターでは資本金を保全するよりも、純民間ではできない事業に進出しているため、一定程度の赤字はやむを得ず、純資産(資産・負債差額)がゼロになるまでは持続可能といえる。累積赤字が出資金を上回らない限り持続可能であり、上回った場合には追加出資が認められれば継続できるが認められなければ直ちに事業停止すべきである

資本主義社会の原則として、当期利益がプラスであり資本が増強されることが望ましいことは、企業であっても政府であっても基本的に同じ → したがって減価償却よりも前倒しで地方債を償還することが、私たちの社会の倫理観に適合するといえる

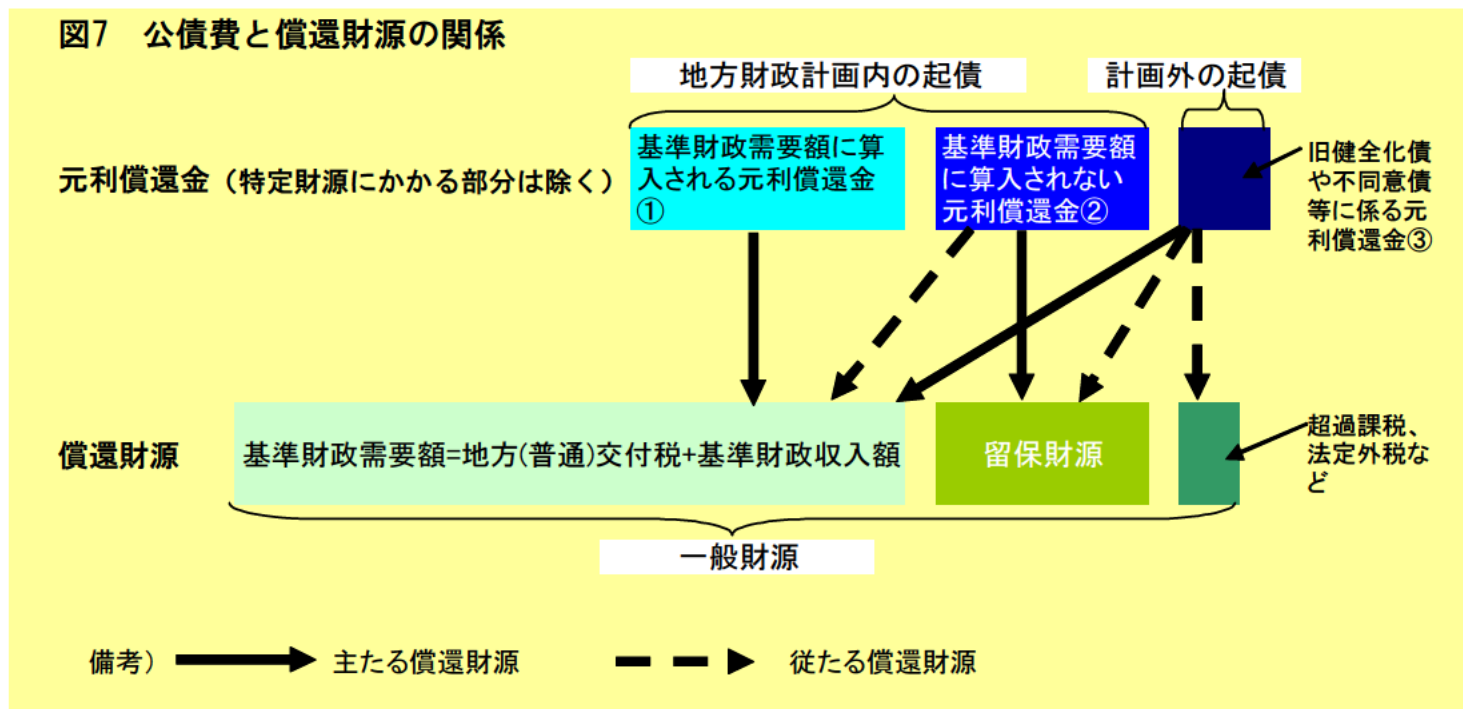
債務償還可能年限は10万人以上の都市では傾向として次第に悪化しており、平均すると直近では10年程度。団体間で違いが大きく、大阪市のように相当悪化している団体もある(関西社会経済研究所『都市の財政力2005』より)



## 4. 財政力格差はどのように量るべきか

交付団体間の財政格差は、地方交付税の算定が公平である限り、留保財源が源泉になる  
特に小規模団体では、留保財源と基準財政需要額に算入されない公債費のバランスが悪く、格差感の大きな源泉に

図7 公債費と償還財源の関係

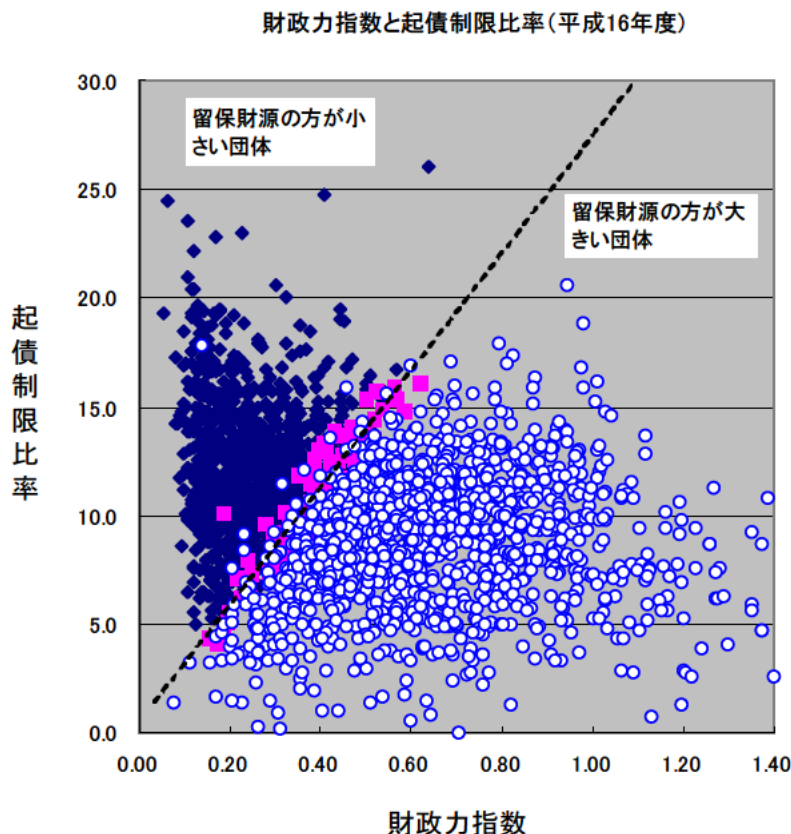


交付団体と不交付団体間の財政格差は、留保財源+財源超過額  
特に近年では地方財政計画に占める水準超経費の割合が上昇しており、格差は広がっている

# 小規模団体のほとんどが留保財源では基準財政需要額に算入されない公債費を賄えない

表2 人口規模別に見た留保財源に対する基準財政需要額に算入されない元利償還金の割合(平成16年度)

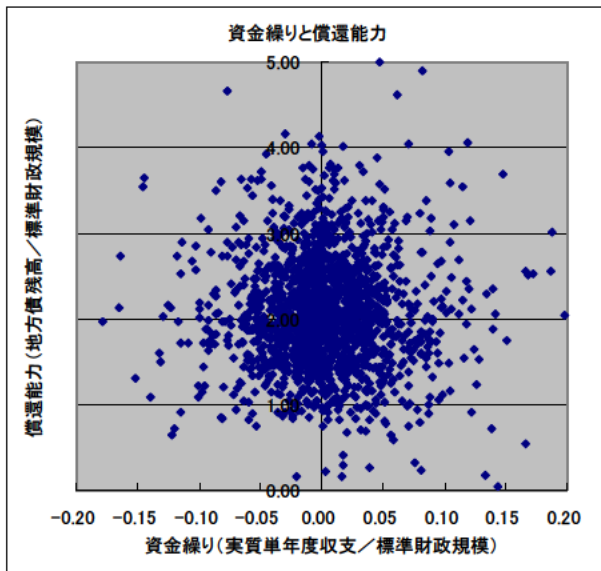
算入されない元利償還金に 対する割合	留保財源の 割合	人口(住基、平成17年度末)							合計
		~5,000	~10,000	~30,000	~100,000	~300,000	~800,000	800,001~	
~0.3	~0.3	62	15	5	0	0	0	0	82
~0.6	~0.6	85	81	88	24	1	0	0	279
~0.9	~0.9	37	68	131	84	5	0	0	325
~1.2	~1.2	10	32	74	105	29	4	2	256
~1.5	~1.5	12	25	52	83	28	4	4	208
~2.0	~2.0	5	21	66	115	54	29	6	296
2.0~	2.0~	14	27	104	131	72	19	2	369
合計	合計	225	269	520	542	189	56	14	1,815



財政力指数はおおむね留保財源の大きさを示している  
 起債制限比率は基準財政需要額に算入されない公債費の大きさを示している

その2つの分布を描いた後、個別団体ごとに留保財源と基準財政需要額に算入されない公債費の概算を求め、両者の大小関係で色分け  
 両者が均衡するのは、おおむね  
 $起債制限比率 = 財政力指数 \times 30$   
 のとき

# 5. 資金繰りと償還能力で財政状態を分析すると

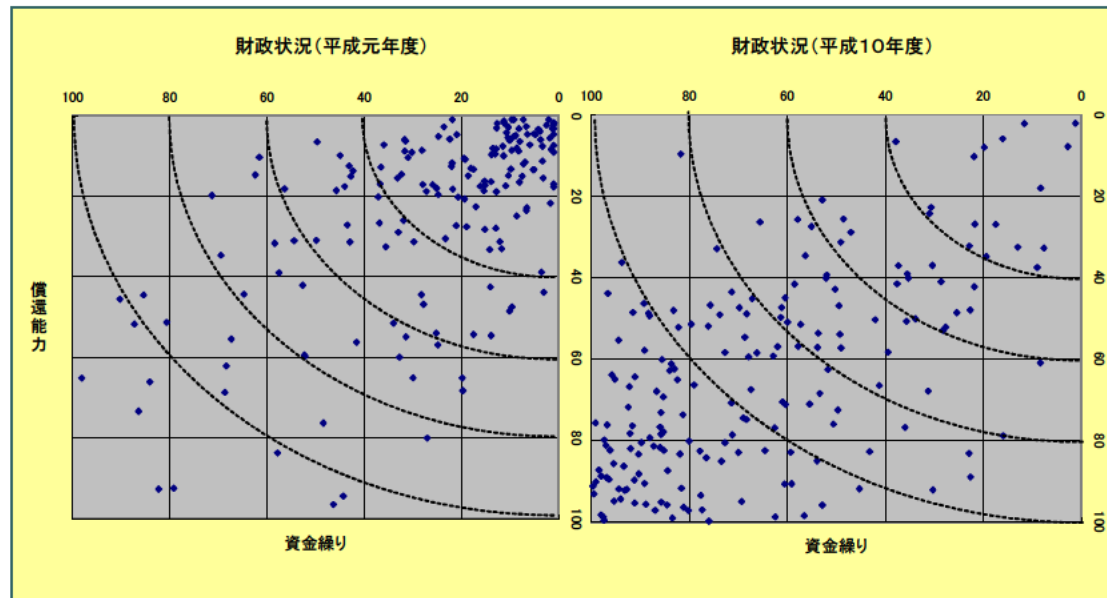


資金繰りと償還能力で財政分析を行うと、左図のように4つの局面に財政状態が分かれ  
 どれになるかによって財政運営のあり方が変わってくる  
 また、時系列の動きを平面に図示できるので、財政状態の変化が直感的に理解される  
 関西社会経済研究所『都市の財政力2005』では、左下のように財政指標を資金繰りと  
 償還能力の2つの総合資料に集約させている

資金繰りと償還能力の財政指標でどのように分析できるか  
 (10万人以上の市を対象)

総合指標	資金繰り指標	実質単年度収支比率
		経常収支比率の公債費分
		持続可能性指数
	償還能力指数	償還財源指数
		平均償還年数/債務償還可能年限
		公債費を除く経常収支比率
		債務償還可能年限
		地方交付税を考慮した債務償還可能年限
		財政力指数(単年度)

上の財政指標と右の分析結果は、関西社会  
 経済研究所『都市の財政力』2005』



## 6. 地方債の安全性と協議制

### 4 地方債を支える仕組み

#### 1 地方債の元利償還に要する財源の確保

- 課税権（地方税法）
- 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上（地方財政法第33条の7第6項、地方交付税法第7条）
- 地方交付税の算定において、基準財政需要額に地方債の元利償還金の一部を算入（地方交付税法第11条等）

#### 2 起債許可制度（平成18年度から協議制度に移行）・起債制限制度

- 平成17年度まで許可制度を維持、平成18年度から協議制度に移行（地方財政法第33条の7第4項）

##### ○ 起債制限比率の高い地方公共団体に対する起債制限

起債制限比率が20%以上の団体は一般単独事業債、30%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除いた事業）、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業等の一般事業債を起すことができない。（地方債許可方針）

##### ○ 赤字団体に対する起債制限

赤字額が、標準的な規模の収入の額の、道府県は5%（都は別途算定した額）、市区町村は20%を超えた場合、財政の再建を行わない限り、「建設地方債」を起すことができない。（地方財政再建促進特別措置法第23条第1項）  
また、赤字団体のうち、地方財政再建促進特別措置法の適用がない地方公共団体であっても、その実情に応じ、起債制限。（地方債許可方針）

#### 3 財政再建制度

- 一定の赤字が生じた団体のうち、地方財政再建促進特別措置法に基づいて各団体が自主的に財政再建を行う仕組み。
- 自主再建しようとする団体は、財政再建の基本方針、具体的措置等からなる財政再建計画を策定し、国の同意を得ることが必要。
- 財政再建団体の長は、同意された再建計画に基づいて毎年度の予算を調整しなければならない。

### 2 地方債協議制度の概要

現行では、国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できないが、新制度では、地方公共団体は協議という手続を経れば、国又は都道府県の同意がなくても、地方債を発行しうることになるもの。

#### (1) 地方債の協議等

##### ① 協議

地方公共団体は、地方債を発行するときは、総務大臣又は都道府県知事（以下「総務大臣等」という）に協議しなければならない。

##### ② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣等が同意をした地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができるものとする。

##### ③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣等が同意をした地方債の元利償還金について地方財政計画に算入することとする。

##### ④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣の同意を得ないで、地方債を発行するときは、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。

##### ⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表する。

#### (2) 地方債についての関与の特例

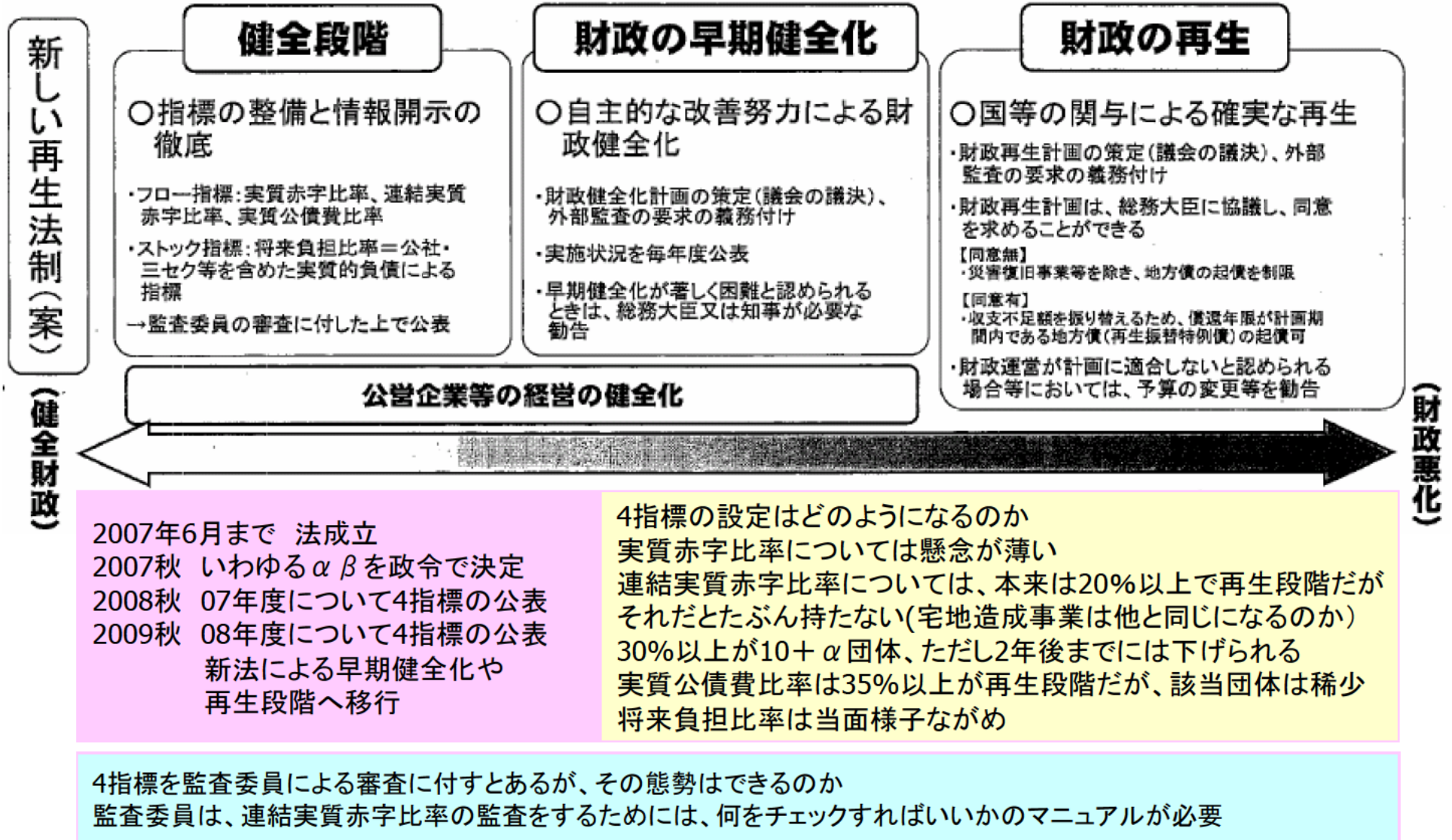
① 赤字団体、起債制限比率の高い団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならない。

② 標準税率未満団体は、公共施設等の建設事業（第5条第5号）の経費の財源とする地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならない。

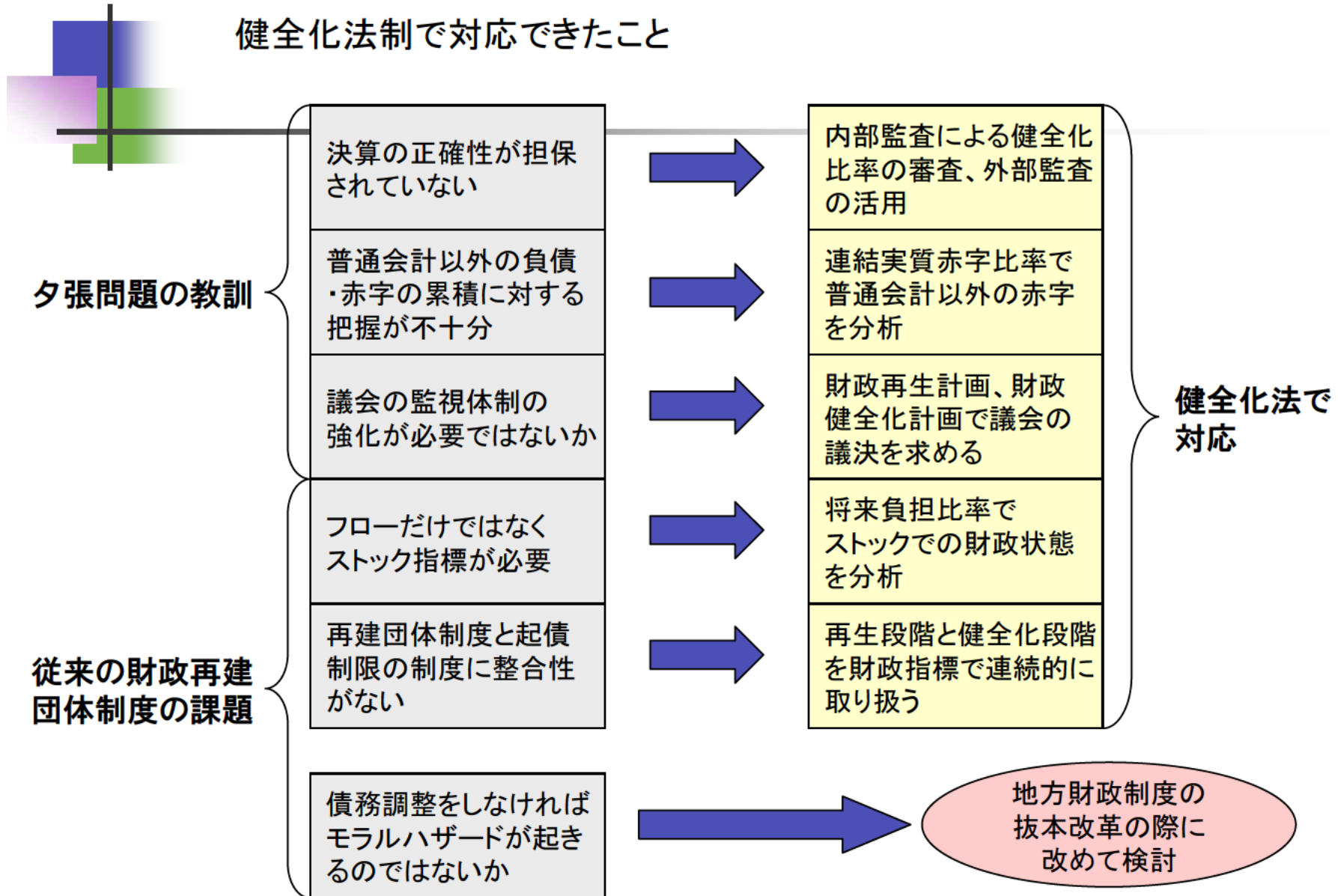
#### (3) 移行時期

平成18年度から協議制度に移行する。

## 7. 財政健全化法の動きとその対応



## 健全化法制で対応できたこと



財政指標の概要（試案）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{実質赤字} (\text{公営企業会計以外}) + \text{資金不足額} (\text{公営企業会計})) - (\text{実質黒字} + \text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

の3カ  
年平均

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

○将来負担額の内容として検討しているもの

- ・当該団体に関するものとして、一般会計等の地方債現在高、他の会計の地方債現在高（一般会計等負担分）、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、退職手当支給予定額（一般会計等負担分）、連結実質赤字
- ・その他、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等に関するものを含め、一般会計等の負担が見込まれる実質的な負債

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金不足額の内容（以下の項目を基本に、事業の性質を考慮した算定方法を検討）

- ・法適用事業 流動負債+建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産
- ・法非適用事業 実質赤字+建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高

いわゆる実質収支比率であるが、赤字の場合だけその水準が問題になり、黒字の場合には、健全化判断比率としては問題にはならない

収益事業会計、公営事業会計、公営事業会計などのすべての会計の赤字(現金主義会計の場合には実質収支)、公営企業会計の場合には、最下段の資金不足比率の欄外説明にあるように、流動資産+建設改良費以外の経費に充てるためにおこした地方債の現在高-流動資産)の純計額の、標準財規模に対する割合。一部事務組合は、現在は対象外(実質公債費比率には含まれる)三セク・公社なども対象外(将来負担比率では勘案される)

現在使われている実質公債費比率と同じもの

普通会計において実質的に負担しなければならない負債額の純計の標準財政規模に対する割合であるが、実質公債費比率のように、分子と分母から、地方債の元利償還のうち事業費補正や公債費として基準財政需要額に算入される部分の影響を除いたものとして定式化されている。分子には、普通会計以外の負債でも普通会計で最終的に償還せざるを得ないものが含まれるが、下水道事業会計の場合には、下水道料金収入では償還財源として不足する部分が該当するものと思われる。これらは自治体によって「自己査定」され、監査を受けたものとなっている。

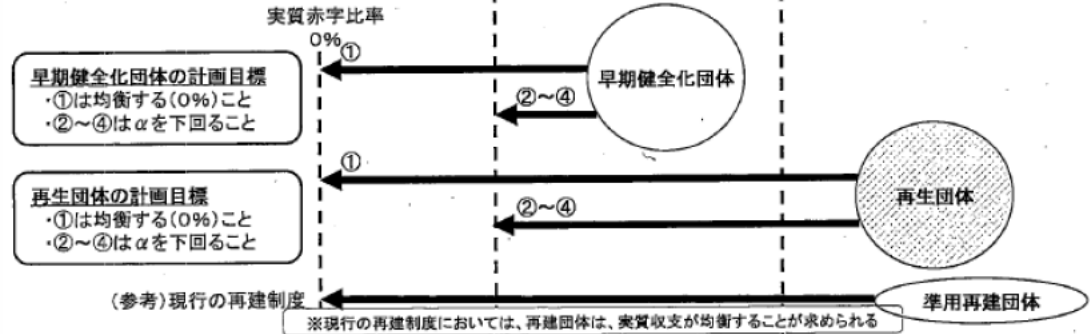
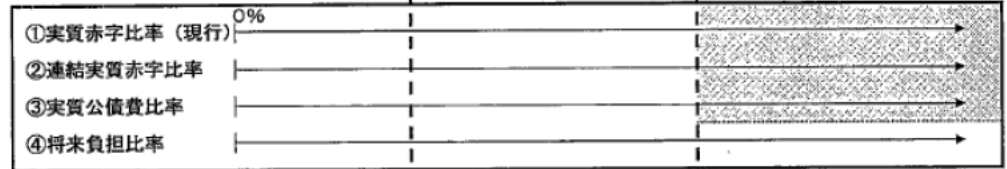
公営企業会計は会計ごとに資金不足比率を求める



4つの判断が基準のうち、どれか一つの判断基準の水準 $\alpha$ および $\beta$ に達してしまえば、早期健全化段階(団体)または再生段階(団体)となる。公営企業については、事業ごとに定められた資金不足比率が一定以上になれば経営健全化団体となる。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業等の経営健全化のイメージ

(財政の早期健全化・再生)



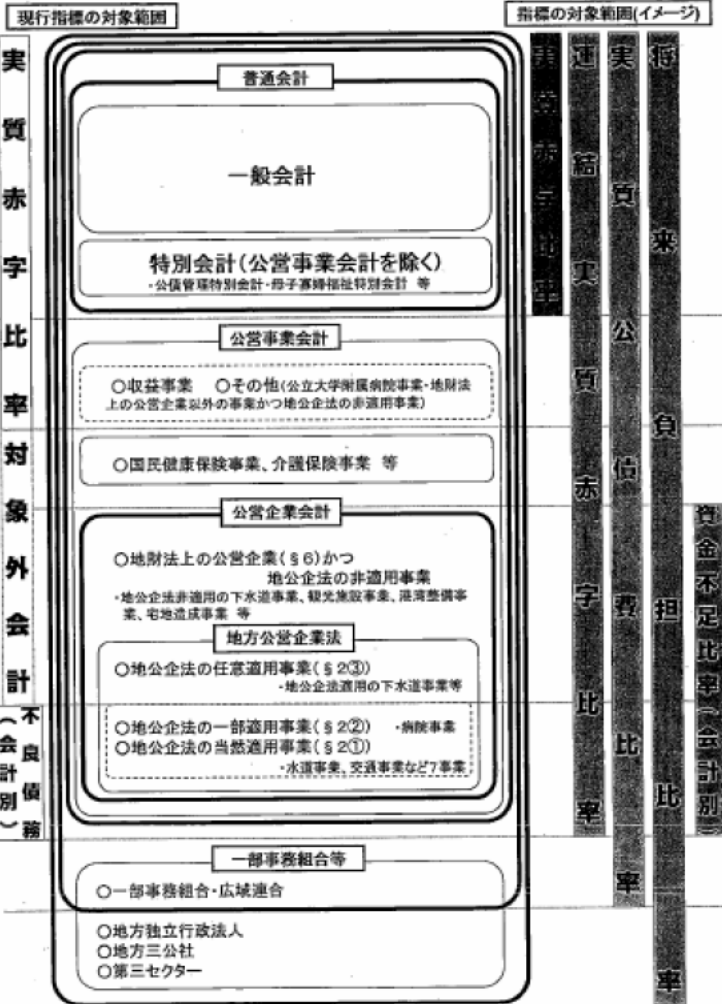
(公営企業等の経営健全化)



現在の財政再建団体制度は、実質収支比率の赤字だけが再建団体の基準となっており、起債制限比率・実質公債費比率による起債制限が早期健全化の措置にあたる。財政再建台制度のように、予算編成という自治権の中心を奪うような措置は、特に緊急性のあるものに限られており、実質収支比率のような「現金不足」の状態に対して適用されるという考え方は、今回の再生法制においても引き継がれている。将来負担比率は早期健全化段階では適用されるが、再生段階には適用されないのは、現金不足を表すものではない以上、これまでの考え方と整合性がある。その反面で、実質公債費比率は現金不足には近いがそのものではないので、今回の改正で再生段階の基準としたことは、そこでこれまでの考え方の一部が変わったといえる。

フロー・ストック指標の対象範囲のイメージ

未定種



- 現行の地方債制度のもとでは、適債性の範囲で起債をし、事業費に対する充当率は100%を下回り、耐用年数よりも償還期間を短く設定していることから、減価償却よりも元本償還(および投資的経費に充当される一般財源、国庫支出金等)の方が大きい
- 現金収支が黒字ならば、元本償還を行うだけの現金があることであるので、の条件の下では減価償却分の現金収入があるということであり、したがって発生主義で見ても当期のコストは当期の収入で回収でき、その意味で「当期利益」にあたるものは黒字であり、持続可能性の条件を満たしている
- の条件の下では、現金主義における持続可能性の条件(現金収支が黒字)であれば、発生主義における持続可能性の条件(当期で発生した費用を当期の収入で回収できる)を自動的に満たすので、財政運営にあたっては、現金収支が黒字であるかどうかが一義的に問題となり、したがって財政指標も現金主義的な指標で十分となる
- 現金主義では、減価償却を認識していないので、当期利益にあたるものは認識できないが、償還財源は定義できるので、純負債と償還財源を比較することで償還能力の分析ができる
- 自治体の財政運営では、償還能力の分析をさらに深め、従来の資金繰りの分析とあわせて、短期の財政収支を資金繰り、長期の財政収支を償還能力の観点で分析することで、これまでになかったような財政運営の指針を導くことができる

- 議会の本来の役割は、理事者に対して住民代表として制約を課すこと
- 議会提案条例によって、財政の枠組みを作ることは時宜に適ったこと
- 岐阜県多治見市の財政健全化条例は注目に値する
- 財政的な枠組みを作る際に必要な情報は、現金主義でこと足りる(地方債の起債、償還、適債性、充当のルールがある限り)
- その場合の財政分析は、資金繰りと償還能力の観点で行うのが適当
- それぞれの指標に対して、議会が目標値を設定すればどうか
- 償還能力の指標は、基本は決算統計で可能であり、普通会計以外の赤字や負債の認識については、地方財政健全化法の枠組みも活用できる

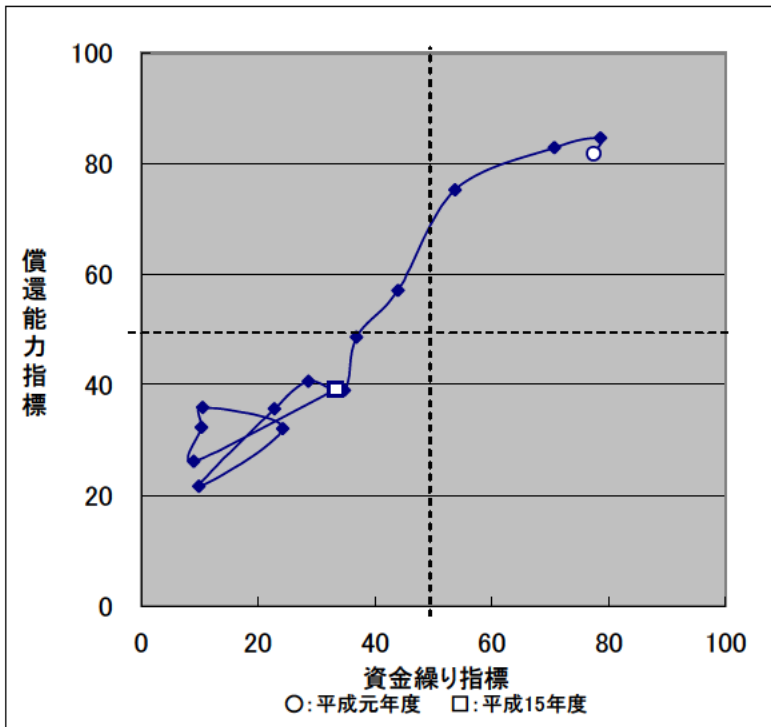
## 財政状況に関する所見(1) 三重県

	資金繰り指標									
	実質単年度収支比率		経常収支比率の公債費分		持続可能性指数		償還財源指数		平均償還年数 / 債務償還可能年限	
	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %
平成1	1.12	30	10.2	16	-0.11	29	2.85	28	3.06	9
平成2	0.67	38	8.8	9	-0.04	42	3.17	21	3.31	8
平成3	-0.14	58	8.7	8	0.01	56	2.85	28	3.09	9
平成4	-1.37	78	9.3	11	0.05	68	2.01	62	2.50	15
平成5	0.05	53	10.7	19	-0.00	53	1.16	97	1.61	37
平成6	-0.71	70	11.8	25	0.03	62	1.42	91	1.27	54
平成7	-0.52	66	12.6	32	0.02	60	1.53	87	1.05	67
平成8	-1.28	77	14.3	48	0.05	68	1.56	86	1.03	68
平成9	-0.22	60	17.0	74	0.01	58	1.19	96	0.87	78
平成10	-1.34	78	20.9	95	0.12	79	0.50	100	0.70	89
平成11	0.65	39	21.0	95	-0.08	33	0.95	99	0.86	80
平成12	-1.80	83	22.6	98	0.16	84	0.86	99	0.93	75
平成13	-1.56	80	24.4	99	0.15	83	0.74	100	0.89	78
平成14	-1.59	81	25.1	99	0.18	85	0.51	100	0.81	82
平成15	2.42	15	23.8	99	-0.23	17	1.30	93	0.99	71
地方交付税の減額(基準財政需要額の1割カットを想定)										
平成13	-11.29		26.9						0.66	
平成14	-11.02		27.7						0.59	
平成15	-5.85		26.1						0.79	

	償還能力指標							従来型指標				
	公債費を除く経常収支比率		債務償還可能年限(除く公営企業)		地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)		財政力指数(単年度)		経常収支比率		起債制限比率	
	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %	実数	全都市・全期間で上位 %
平成1	55.1	9	2.75	10	2.29	11	0.59	92	65.3	7	6.6	11
平成2	53.7	7	2.36	6	1.85	7	0.53	95	62.5	4	5.7	7
平成3	54.0	7	2.67	9	2.15	9	0.54	94	62.6	4	5.2	4
平成4	58.4	20	3.30	15	2.64	16	0.53	95	67.7	10	5.3	5
平成5	62.7	39	4.91	38	3.97	36	0.54	94	73.3	24	5.7	7
平成6	63.6	43	5.87	50	4.74	46	0.53	95	75.4	31	6.5	10
平成7	65.3	51	6.91	63	5.72	58	0.52	96	77.9	40	7.3	15
平成8	63.8	44	6.88	62	5.79	59	0.51	97	78.2	40	8.0	20
平成9	62.8	39	7.96	72	7.26	71	0.54	95	79.9	48	8.9	29
平成10	67.4	61	9.81	84	10.01	85	0.55	94	88.3	81	10.0	42
平成11	63.8	44	8.09	73	7.93	76	0.46	100	84.8	69	11.0	55
平成12	62.7	39	7.53	68	7.52	73	0.44	100	85.3	71	11.8	66
平成13	63.5	42	7.90	72	8.40	79	0.46	99	87.9	80	12.7	78
平成14	64.3	46	8.94	80	10.85	87	0.46	99	89.4	84	12.6	76
平成15	61.8	34	7.15	65	7.12	70	0.44	100	85.6	73	12.3	72
地方交付税の減額(基準財政需要額の1割カットを想定)												
平成13	69.8		10.63		14.19							
平成14	70.9		12.34		22.01							
平成15	67.7		9.01		10.67							

## 財政状況に関する所見(2)

### 三重県



このグラフの見方(○は平成元年度、□は平成15年度)

グラフの右上:償還能力もあり、資金繰りも問題がない状態なので、健全財政であるといえる

グラフの右下:償還能力は低い、資金繰りは良好な状態なので、当面の財政運営には問題はないが、将来に不安を残している

グラフの左下:償還能力が低く、資金繰りも苦しい状態なので、財政運営は大変困難であり、抜本的な歳出見直しの必要性がある

グラフの左上:償還能力は良好だが、資金繰りは苦しい状態であるので、当面、投資抑制など、厳しい財政運営を覚悟しなければならない

御市

	資金繰り指標	償還能力指標	総合指標
	点数		
平成1	77.5	81.7	79.7
平成2	78.6	84.6	81.6
平成3	70.7	82.9	77.1
平成4	53.7	75.2	65.3
平成5	44.0	57.0	50.9
平成6	36.9	48.6	43.1
平成7	34.8	39.0	37.0
平成8	28.6	40.6	35.1
平成9	22.8	35.7	29.9
平成10	9.8	21.7	16.8
平成11	24.3	32.0	28.4
平成12	10.6	35.9	26.4
平成13	10.3	32.3	24.0
平成14	9.0	26.1	19.6
平成15	33.4	39.2	36.4
	全都市・全期間で上位○○%		
平成1	10	11	9
平成2	9	8	8
平成3	17	10	12
平成4	42	18	25
平成5	59	39	48
平成6	71	51	61
平成7	74	64	72
平成8	83	62	75
平成9	91	68	83
平成10	99	87	97
平成11	88	73	85
平成12	99	68	88
平成13	99	73	90
平成14	99	82	95
平成15	76	64	73

資金繰り指標	
実質単年度収支比率	
経常収支比率の公債費分	
持続可能性指数	
償還財源指数	
平均償還年数／債務償還可能年限	

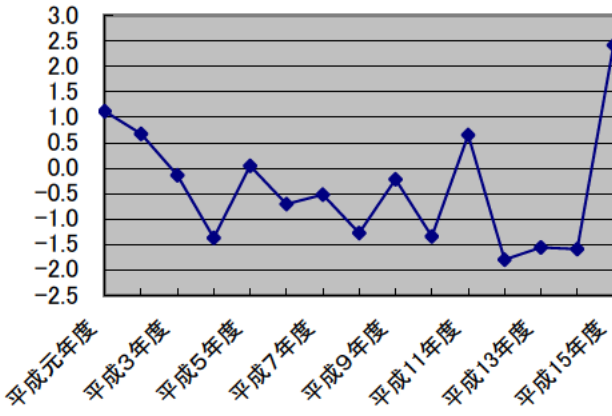
償還能力指標	
公債費を除く経常収支比率	
債務償還可能年限(除く公営企業)	
地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)	
財政力指数(単年度)	

備考

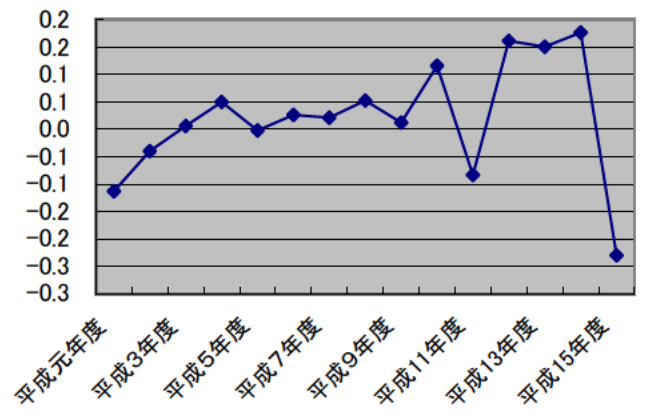
三重県		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
資金繰り 関連指標	実質単年度収支比率	1.12	0.67	-0.14	-1.37	0.05	-0.71	-0.52	-1.28
	経常収支比率の公債費分	10.2	8.8	8.7	9.3	10.7	11.8	12.6	14.3
	持続可能性指数	-0.113	-0.040	0.006	0.050	-0.002	0.027	0.021	0.053
	償還財源指数	2.85	3.17	2.85	2.01	1.16	1.42	1.53	1.56
	標準財政規模に対する2基金比率	11.0	17.6	22.6	26.0	25.8	25.9	23.8	22.9
	地方債の平均償還年数	8.42	7.82	8.24	8.23	7.91	7.44	7.23	7.06
	平均償還年数／債務償還可能年限	3.06	3.31	3.09	2.50	1.61	1.27	1.05	1.03
償還能力 関係指標	公債費を除く経常収支比率	55.1	53.7	54.0	58.4	62.7	63.6	65.3	63.8
	償還充当可能財源	132,348,729	155,839,259	155,463,765	139,212,844	113,892,607	104,938,637	104,755,995	118,986,212
	純負債(除く公営企業)	363,480,000	367,743,011	414,939,456	458,924,684	558,714,163	615,984,554	724,293,249	818,560,112
	純負債(含む公営企業)	0	0	0	0	0	0	0	0
	債務償還可能年限(除く公営企業)	2.75	2.36	2.67	3.30	4.91	5.87	6.91	6.88
	債務償還可能年限(含む公営企業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)	2.29	1.85	2.15	2.64	3.97	4.74	5.72	5.79
	地方交付税を考慮した債務償還可能年限(含む公営企業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
従来型 指標	財政力指数(単年度)	0.59	0.53	0.54	0.53	0.54	0.53	0.52	0.51
	経常収支比率	65.3	62.5	62.6	67.7	73.3	75.4	77.9	78.2
	実質収支比率	1.33	1.40	1.32	0.62	1.04	1.00	1.13	0.56
	起債制限比率	6.6	5.7	5.2	5.3	5.7	6.5	7.3	8.0

三重県		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
資金繰り 関連指 標	実質単年度収支比率	-0.22	-1.34	0.65	-1.80	-1.56	-1.59	2.42
	経常収支比率の公債費分	17.0	20.9	21.0	22.6	24.4	25.1	23.8
	持続可能性指数	0.012	0.116	-0.083	0.162	0.151	0.177	-0.230
	償還財源指数	1.19	0.50	0.95	0.86	0.74	0.51	1.30
	標準財政規模に対する2基金比率	17.4	10.2	8.5	9.3	8.8	7.4	12.9
	地方債の平均償還年数	6.95	6.86	6.92	7.01	7.01	7.27	7.08
	平均償還年数／債務償還可能年限	0.87	0.70	0.86	0.93	0.89	0.81	0.99
償還能力 関係指 標	公債費を除く経常収支比率	62.8	67.4	63.8	62.7	63.5	64.3	61.8
	償還充当可能財源	113,678,215	103,308,580	132,273,178	143,942,119	139,467,663	125,960,316	154,541,339
	純負債(除く公営企業)	904,717,276	1,013,730,176	1,069,543,675	1,084,127,746	1,102,400,974	1,126,343,657	1,104,790,413
	純負債(含む公営企業)	0	0	0	0	0	0	0
	債務償還可能年限(除く公営企業)	7.96	9.81	8.09	7.53	7.90	8.94	7.15
	債務償還可能年限(含む公営企業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	地方交付税を考慮した債務償還可能年限(除く公営企業)	7.26	10.01	7.93	7.52	8.40	10.85	7.12
	地方交付税を考慮した債務償還可能年限(含む公営企業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
財政力指数(単年度)	0.54	0.55	0.46	0.44	0.46	0.46	0.44	
従来型 指 標	経常収支比率	79.9	88.3	84.8	85.3	87.9	89.4	85.6
	実質収支比率	0.82	1.48	2.55	1.59	1.24	0.97	1.30
	起債制限比率	8.9	10.0	11.0	11.8	12.7	12.6	12.3

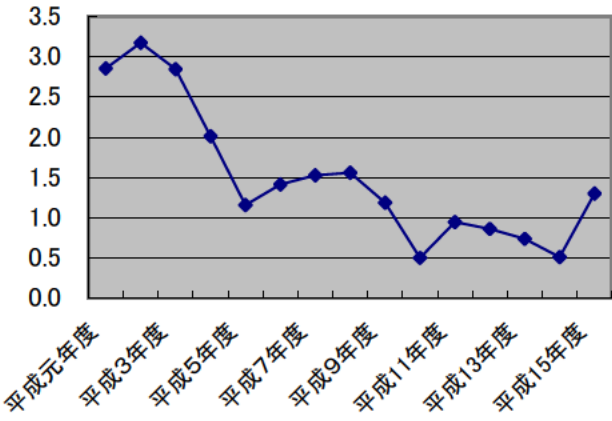
実質単年度収支比率



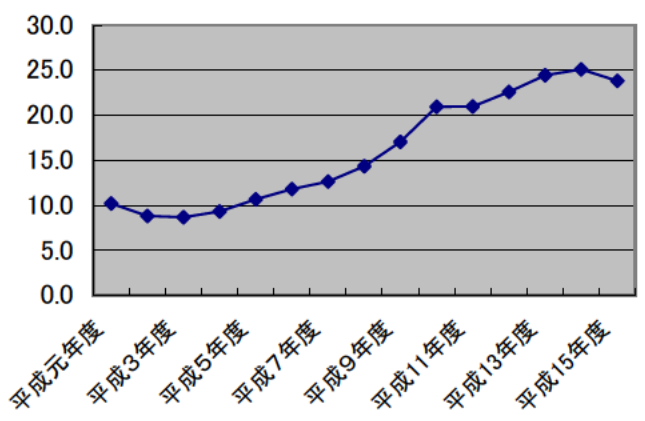
持続可能性指数



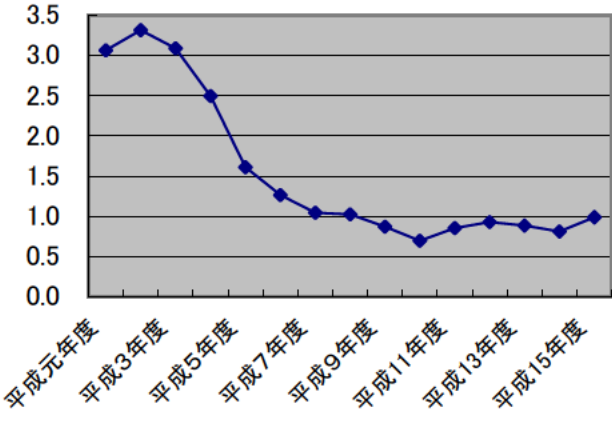
償還財源指数



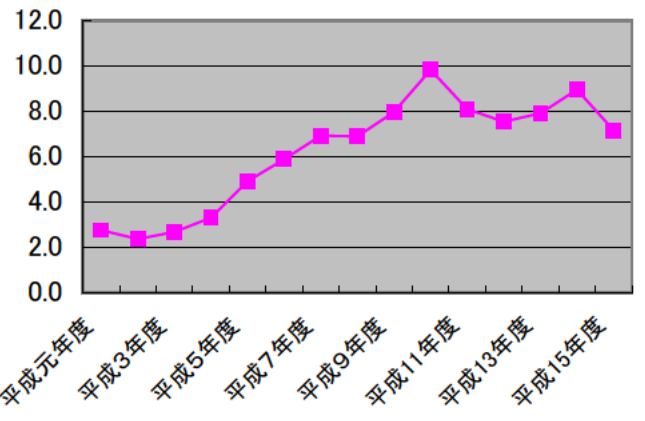
経常収支比率の公債費分



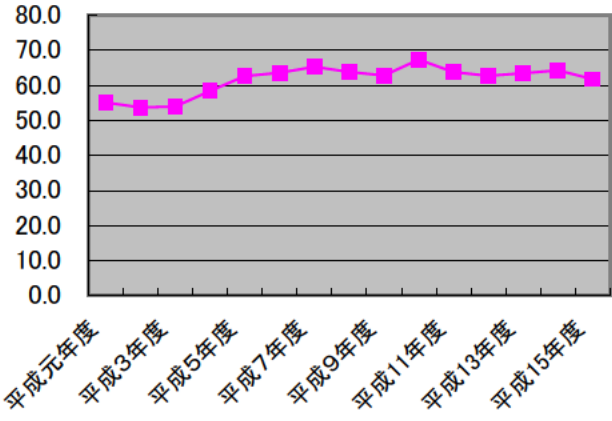
平均償還期間／債務償還可能年限



債務償還可能年限



公債費を除く経常収支比率



財政力指数(単年度)

